

倉吉市介護保険事故報告事務取扱要領

倉吉市介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領の全部を改正する。

令和3年10月1日適用

第1 趣旨

この要項は、介護保険サービス事業所（以下「事業所」という。）が厚生労働省令で定める基準（平成11年厚生省令第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、平成18年厚生労働省令第34号、第35号、第36号、第37号及び平成30年厚生労働省令第5号。以下「運営基準」という。）に基づいて、介護サービス提供中に発生した事故について倉吉市（以下「市」という。）に報告する場合の事務手続について定めるものとする。

第2 事故の範囲

事業所が市に報告する事故は次に掲げる場合とし、事業所側の過失の有無は問わない。

- (1) サービス提供中に、死亡（病気死亡を除く）に至った場合。ただし、死因等に疑義が生じ遺族から苦情がある場合は、すべて報告の対象とする。
- (2) サービス提供中に、外傷、誤嚥、異食、誤薬・与薬もれ、医療処置関連等で医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診療を要した場合。ただし、擦過傷や打撲など軽度なものは除く。また、医師の診療を要しなくても利用者の家族に報告しておいた方がよいと判断される場合には、すべて報告の対象とする。
- (3) サービス提供中の失踪（利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内で発見できないもの（警察への通報の有無を問わない。）をいう。）
- (4) 次に掲げる食中毒又は感染症の発生が認められた場合
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- (5) 職員の法令違反、不祥事等が発生した場合。ただし、利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通違反その他利用者の処遇に影響があるものに限る。
- (6) 個人情報の漏えい（疑いを含む）。
- (7) 利用者の所持品、家財等を破損する、その他利用者又はその家族等から苦情が出ている場合
- (8) 前号に掲げるもののほか、特に市から報告を求められた場合

※「サービス提供中」には送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

※利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業所は速やかに、連絡もしくは事故報告書（別紙様式）を再提出すること。

第3 第2の事故について、関連する他の法令に定める届出義務がある場合は、それに従うこと。

第4 報告方法

- (1) 事故報告書（別紙様式）の提出により報告すること。
- (2) 報告は、電子メール、ファクシミリ、窓口提出、郵送等のいずれかにより行い、その報告が確実に到着していることを市に確認すること。
- (3) 事業所の所在する市町村と、事故対象者が属する介護保険者が異なる場合は、双方に報告すること。他市町村に報告する場合は当該他市町村の指示によること。

第5 報告期限

- (1) 第1報は、少なくとも事故報告書（別紙様式）の1から6までの項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

第6 報告先

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市役所第2庁舎
倉吉市健康福祉部長寿社会課
電話 0858-22-7851 ファクシミリ 0858-27-0032 メールアドレス choju22@city.kurayoshi.lg.jp

第7 報告に対する市の対応

市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 事業所の事故処理が誠意を持って行われ、苦情又はトラブルが発生しないよう、必要な指導を行う。
- (2) 利用者又はその家族等から事業所等の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業所に事実確認を行うとともに、利用者又はその家族等に対し、苦情申立ての制度を紹介する。
- (3) 事業所に運営基準に違反しているおそれがあると判断される場合は、鳥取県への連絡その他市として必要な措置をとる。
- (4) 他市町村（保険者）が関連する事故の場合は、当該他市町村と連携を図り、必要な措置をとる。
- (5) 必要に応じて事故に伴う関連事業所への情報提供及び注意の喚起を行う。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。